平成２３年（フ）第６８号
京都府福知山市駅南町２丁目209番地　パナグランデ駅南Ａ102号
破産者　大下倉裕介
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
京都府福知山市字堀2043番地の１　ラ・セゾン102号
破産者　志水　伸行
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
京都府福知山市字堀2043番地の１　ラ・セゾン102号
破産者　志水　陽子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５７３４号
大阪府寝屋川市香里新町20―４ペントハウス21―405号、住民票上の住所熊本市新大江３丁目１番11―803号
破産者　藤原　宣孝
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８４号
兵庫県西宮市樋之池町21番６―202号、開始決定時の住所大阪市西成区花園南２丁目９番15―701号
破産者　福原歯科医院こと　福原　　篤
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２６号
大阪市港区弁天４―14―19　キングマンション弁天町1206、開始決定時の住所大阪市港区磯路３丁目26番３号
破産者　濱坂　忠幸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７号
大阪府四條畷市清滝中町13番３号
破産者　井上　祥伸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７５号
鳥取県鳥取市西品治296―１　ペイブコートＡ201号、開始決定時の住所鳥取市西品治98番地１　マルベリーガーデンＡ102号
破産者　中川　英幸
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４０号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番27―107号
破産者　石川　　浩
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４１号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番27―107号
破産者　石川　絹惠
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６１号
大阪府大東市大野２丁目３番１号
破産者　ＭＩＴこと　村上　満行
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００号
神戸市中央区山本通２丁目６番２―208号
破産者　平尾　理愛
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７号
神戸市東灘区御影中町１丁目15番15号　15番館３Ｂ号
破産者　濱﨑　聖美
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３７号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目16番１―108号
破産者　平　　正彦
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―462号、前住所兵庫県西宮市甲子園七番町８番３―110号
破産者　古賀　一嘉
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５３号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町17番８―209号
破産者　森本　勝夫
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市南越木岩町６番20―203号
破産者　三須磨晶彦
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市手柄380番地
破産者　田村八重子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部